

令和8年7月1日

## ICT活用工事実施要領の制定及び改定について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり土木工事系工種の実施要領の制定及び改定を行いました。

### 記

#### 1 新たに制定する実施要領

##### ICT活用工事（導入型）実施要領

※導入型は、これまで面管理を標準としていた土工において、単点での計測を標準とする工種です。面管理が過大となるような小規模な工事の効率化やICT未経験業者のICT施工の導入の契機となるよう追加しました。

#### 2 改訂する実施要領

- (1) ICT活用工事（土工）実施要領
- (2) ICT活用工事（作業土工（床掘工））実施要領
- (3) ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領
- (4) ICT活用工事（舗装工）実施要領
- (5) ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領
- (6) ICT活用工事（法面工）実施要領
- (7) ICT活用工事（地盤改良工）実施要領
- (8) ICT活用工事（基礎工）実施要領
- (9) ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領
- (10) ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領
- (11) ICT活用工事（擁壁工）実施要領
- (12) ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領

※今回、港湾工事系の工種における改定はありません。

#### 3 留意事項

- ・小規模工事を対象としたICT活用工事（導入型）を新設しました。
- ・旧実施要領の工種「土工」における1,000m<sup>3</sup>未満の取扱いを廃止しました。
- ・旧実施要領の工種「土工」における施工者希望型の発注方法の区分を見直しました。
- ・2（3）の「付帯構造物設置工」の対象工種を多数追加しました。
- ・2（8）の「基礎工」の対象工種の「矢板工」について「矢板工（仮設工除く）」に変更しました。
- ・3次元設計データ作成の内製化又は外注について、ICT活用工事計画書で選択することとしました。

#### 4 施行日

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

##### 問い合わせ先

- ・要領及び積算に関すること  
技術管理課 設計基準担当 TEL 088-823-9826 内線 9826
- ・施工管理、監督、検査に関すること  
技術管理課 技査担当 TEL 088-823-9825 内線 9825
- ・入札、契約に関すること  
技術管理課 契約担当 TEL 088-823-9813 内線 9813